

『史記』の素材と出土資料

藤田 勝久

はじめに

一 『史記』と出土資料

二 漢太史令に関する規定

三 古伝説・説話と歴史評価

おわりに

はじめに

『史記』の成立については、これまで司馬遷の個人的な経歴や、伝来文献との比較によってその編集過程が検討されてきたが、諸文献の成立年代と伝本の経過にはなお不明な点があり、決定的な証拠を欠くところがある。これに対して、中国では二〇世紀になって簡牘・帛書の資料が大量に発見され、とくに一九七〇年代以降に古墓から出土した資料は、戦国時代から漢武帝時代より以前の文書や書籍がふくまれている。^①これは司馬遷が『史記』を編纂する際に、

その素材とした先行資料を類推させるものである。

それは第一に、『史記』と共通する出土資料によって、司馬遷が素材とした先行資料と編集過程の一端がわかることである。これらの出土資料から、当時の書籍のあり方を復元し、それを伝来文献と比較すれば、より科学的に『史記』の素材と編集過程を検討できるといえるのが、新たな史料学の方法論であった。

第二に、『史記』太史公自序では、父と司馬遷がどのようにして太史令となり、その太史令に史官の役割をもつものかは不明であったが、出土資料にはその事情を示唆する情報がある。たとえば張家山漢簡『二年律令』の「秩律」「史律」には、漢初の官制とともに太史令の秩禄を記しており、また太史などが史官になる規定がある。これらは、司馬遷の経歴と漢太史令の役割を補うものである。

そこで本稿では、『史記』の編集に関連する出土資料を概観し、それらがどのような経過で保存され、伝えられたのかという社会背景を考えてみる。そのうえで、司馬遷と漢太史令にかかわる資料を考察して、簡牘・帛書の発見が『史記』研究に貢献する意義を論じてみたいとおもう。

一 『史記』の素材と出土資料

司馬遷は、「天下の放失せる旧聞を網羅」し、「六経の異伝を協え、百家の雜語を整齊す」と述べていたが、その編集過程を伝来の文献から指摘することには困難があった。たしかに『漢書』芸文志には、前漢末の成帝期に劉向たちが整理した漢王朝の図書目録があり、ここから当時の書物を知ることができる³⁾。しかしそれらの書物のうち、秦代の『呂氏春秋』のように成立が明らかな書物もあれば、その最終的な成立が問題となる書物もある。たとえば劉向が編

纂したという『戦国策』や『説苑』『新序』などは、『史記』と共通する内容をもちながら、『史記』より後に編集されたため、司馬遷が素材としたものかどうかは明らかではない。^④

戦国秦漢時代の古墓に副葬された資料には、その書写年代が明らかなものがあり、おおよその年代が比定できる資料もある。そこで司馬遷の時代よりも前の資料で、しかも『史記』と類似の内容をもつ場合には、それを『史記』の素材に関連する資料とみなせるのではないかとおもう。また司馬遷が著述した『太史公書』は、宣帝期より以降になって中央で読まれたといわれ、劉向が図書を整理したときにも諸侯王に与えることを禁止していたから、なお世間には広く流布していなかった可能性がある。^⑤したがって古墓の年代が司馬遷の時代より後世であっても、前漢後半期の漢墓から出土した資料には、なお『史記』と共通する資料を伝えているかもしれない。

ここでは出土資料の分布と内容について、簡単に概略をながめておこう。^⑥中国の出土資料は、出土の状況や分布によって大きく三つに分けることができる。

一は、辺境フィールド遺跡の木簡である。これは二〇世紀の初めに発見された敦煌漢簡や居延漢簡があり、その後も七〇年代の居延新簡のほか、九〇年代には敦煌懸泉置漢簡の出土がある。また辺境では、甘肅省の武威漢簡など古墓から出土した資料もある。

二は、漢代内郡にあたる地域の古墓から出土した簡牘・帛書である。これらのうちでは、一九七二年に発見された山東省銀雀山一号漢墓の竹簡や、一九七三～七四年に出土した湖南省長沙市の馬王堆三号漢墓の帛書と簡牘、一九七五～七六年の湖北省雲夢県の睡虎地十一号秦墓の竹簡などがよく知られている。とくに睡虎地秦簡と馬王堆帛書は、その後の歴史学と思想史の研究で大きな転換点となった資料である。このほかにも重要な資料があり、その出土は今日までつづいている。

三は、井戸から出土した簡牘資料である。一九九六年に最初に発見されたのは湖南省長沙市走馬樓の三国吳簡であるが、二一世紀の初めには統一秦の里耶秦簡（秦代木牘）や、長沙市走馬樓の漢代簡牘の発見がある。

表1は、これらの出土資料を時代と出土状況によって区分したものである。これによると、辺境の遺跡などから出土した資料は、その年代がシルクロードに拠点を置いた武帝期より以降の行政文書などであり、『史記』と関連する部分はきわめて少ない。しかし戦国秦漢時代の古墓や井戸から出土した資料は、司馬遷が『史記』を著述するより前の第一次資料であり、漢代までの文書や書籍のあり方を知ることができる。そこで『史記』の素材を探るという目的からすれば、とくに古墓の資料を注目することになる。また井戸から出土した里耶秦簡などは、これまで少数が公表されているにすぎないが、今後は『史記』の叙述を考察し、中国古代史を復元する貴重な情報を提供するであろう。このような出土資料と『史記』の素材との関係については、拙著『史記戦国史料の研究』第一編第一章「『史記』と中国出土書籍」（一九九七年）で紹介したことがある。ここでは『史記』に関連する出土書籍が、前漢末の漢王朝の図書目録である『漢書』芸文志の分類に対応して、六芸（經書）、諸子、兵書、数術、方技（医学など）をふくむという特徴をもとに、その諸資料の一部が『史記』の素材と共通することを述べた。つづいて、その後の資料をふくめた内容を確認しておこう。

一九三〇～五〇年代まで古墓から出土した資料は、数量も少なく、内容も遺策（副葬品のリスト）と卜筮祭禱などの資料であった。また武威漢簡には『儀礼』の書籍をふくんでおり、これらは古墓の資料の大きな傾向を示している。ところが一九七〇年代以降に、しだいに内容が豊かになってきた。

たとえば山東省銀雀山漢墓の竹簡には、『孫子』『孫臏兵法』『尉繚子』『六韜』などの兵法書と、『晏子春秋』『守法守令等十三篇』などの書物がふくまれていた。一九七三年には、湖北省の江陵鳳凰山一〇号漢墓から、賦税や徭役に

表1 簡牘・帛書の年代と区分

| 年代 | 辺境ほか遺跡 | 古墓の資料 | 井戸の資料 |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|---------------|
| 春秋時代 | 侯馬盟書、温県盟書 | | |
| 戦国時代 前453,403 ～ 前221 | | 曾侯乙墓、信陽楚墓 戦国楚簡（望山など） 包山楚墓、新蔡楚墓 郭店楚墓 上海博物館蔵楚簡 四川青川秦墓木牘 天水放馬灘秦墓 雲夢睡虎地秦墓 | |
| 秦代 前207 | | 雲夢龍崗秦簡 王家台秦簡、周家台秦簡 | 里耶秦簡 |
| 前漢時代 前201～ | | 江陵張家山漢墓 江陵鳳凰山漢墓 沅陵虎溪山漢墓 馬王堆漢墓帛書、簡牘 阜陽双古堆漢簡 | |
| 武帝 〔王莽〕 後23 | 居延漢簡、居延新簡 敦煌漢簡 懸泉置漢簡 懸泉置月令詔條 | 山東銀雀山漢墓 定県八角廊漢墓 尹湾漢墓簡牘 大通漢簡、武威漢簡 | 長沙走馬樓 漢代簡牘 |
| 後漢時代 25～220 | 居延漢簡、居延新簡 敦煌漢簡、懸泉置漢簡 | | |
| 三国時代 | | | 三国呉簡 |

かかわる記載をもつ簡牘が出土した。これは一九七九年に四川省の青川県秦墓で出土した木牘一枚とともに、県と郷里社会にかかわる資料として注目されている。湖南省長沙市の馬王堆三号漢墓からは、白絹に書写された二七種類の帛書や簡牘が出土した。帛書には『周易』『老子』『春秋事語』『戦国縦横家書』の書籍や、地図、医学関係の書物と「導引図」などがある。また湖北省雲夢県の睡虎地秦墓で出土した竹簡には、『秦律十八種』『秦律雜抄』『法律答問』『封診式』『效律』の法律関係の資料と、墓主にかかわる『編年記』、「語書（南郡守騰文書）」、二種類の『日書』などがあった。

そのほか、一九七三年に河北省の定県八角廊漢墓では、竹簡の『論語』と儒家者言などの書籍や『日書』などが出土し、一九七七年には安徽省の阜陽双古堆漢墓から、竹簡の『蒼頡篇』『詩経』『周易』をふくむ書籍などが発見された。一九八三〜八四年には、湖北省荊州市で張家山二四七号漢墓の竹簡一〇〇〇余枚が出土し、ここには漢の曆譜や『二年律令』、『奏讞書』の判例、呉王闔廬と伍子胥の対話を記した『蓋廬』、医書、算数書などがある。この資料は、二〇〇一年になって写真と釈文が公刊された。一九八六年には、甘肅省の天水放馬灘秦墓で『日書』などの竹簡と木板地図四枚（七面の地図）が出土し、同年には湖北省雲夢県で、秦の法令をふくむ龍崗秦簡が発見された。これらは各地で出土した戦国、秦漢時代の資料の一部であり、ほかにも未公開をふくめた資料がある。

大庭脩『木簡字入門』（一九八四年）では、こうした墓中の書籍について、その影響する範囲は内容に関する学術上の専門分野に限定されるといわれている^⑦。しかし古墓の資料は、これまでみてきたほかに、その後もあいつぐ重要な発見があり、さらに認識を追加する状況が生じてきたといえよう。その一は、戦国楚簡の増加であり、その二は、歴史に関連する里耶秦簡や張家山漢簡などの資料である。

戦国楚簡という楚系文字で書かれた竹簡は、これまでも出土していたが、その数量は少なく、また内容にも断片的

なものが多かった。しかし湖北省で一九八六、八七年に出土した包山二号楚墓の竹簡や、一九九三年に出土した郭店一号楚墓の竹簡、あるいは一九九四年に上海博物館が購入した上海博物館藏楚簡、一九九四年に河南省で出土した新蔡葛陵楚墓の竹簡などによって、より全体的な展望がひらけるようになった。こうした戦国楚簡の現状と研究は、池田知久氏と工藤元男氏の研究や、浅野裕一・湯浅邦弘編『諸子百家〈再発見〉』（二〇〇四年）、廣瀬薫雄氏などの紹介がある。

郭店楚簡の七三〇枚は、道家系の著述として『老子』『太一生水』があり、儒家系の著述に『礼記』緇衣篇と共通する資料や、『魯穆公問子思』『窮達以時』『五行』『唐虞之道』『性自命出』『六德』『語叢』などがある。上海博物館藏楚簡の約一二〇〇枚は、これまで『孔子詩論』『緇衣』『周易』や、帝王の伝説を述べた『容成氏』など約一〇〇篇の古籍があり、ほかにも春秋戦国故事をふくむといわれている。これらは直接的に『史記』の素材ではないとしても、戦国時代の情報を伝える資料であり、『史記』の史料批判をすすめることができよう。

歴史に関連する資料では、さきにもた睡虎地秦簡が秦律や行政制度にかかわる内容をもっていた。これに龍崗秦簡の法令がつづき、一九九三年に湖北省で出土した王家台一五号秦墓と周家台三〇号秦墓の資料も秦代の暦譜や占いをふくんでいる。また張家山漢簡には、秦の法制を継承した漢代の法令や裁判の案件などをふくんでおり、これは従来^⑧の文書や書籍の範囲をこえて、当時の社会情勢を復元する具体的な内容をもっている。このほか尹湾漢墓簡牘は、司馬遷の時代よりもあとで、前漢成帝期に東海郡の功曹史であった人物の資料であるが、『史記』の社会を考えるうえで参考になるう。

井戸の資料では、とくに里耶秦簡が注目される。木牘が出土した里耶故城は、秦代の洞庭郡に所属する遷陵県の城郭と推定され、簡牘資料の年代は秦王政（始皇帝）二十五年（前二二二）から、二世皇帝二年（前二〇八）までの連

続する紀年をふくむといわれている。そのため、『史記』に不明であった南方の地方統治について具体的な資料を提供することになる。また今後の公開によって、秦代社会と『史記』の歴史像を復元する基礎になるとおもふ。こうして中国出土資料の形態を概観してみると、司馬遷が著した『史記』の取材についても重要なヒントを与えてくれる。それは司馬遷の取材と、地方社会の情報伝達とのかかわりである。これまで歴史学の立場では、歴史に関連する睡虎地秦簡の秦律や、張家山漢簡の漢律などを中心として、中国古代の政治制度や法制史を考察してきた。一方、中国思想史や書誌学の方面では、とくに郭店楚簡や上海博物館藏楚簡、馬王堆帛書などの内容に注目している。そのほか古文字や考古学、科学史などの研究があるが、これらは文献と出土資料を全体的に扱うという視点では、あまり交流がみられなかった。

しかし『史記』の素材からみると、歴史学で注目している公文書や法律を使った形跡がほとんどなく、それは中央で掌握したとおもわれる概略にとどまっている。『史記』の取材でいえば、むしろ思想史などの分野で注目された典籍のほうに共通点が多いのである。これは拙著『史記戦国史料の研究』で指摘したように、戦国時代の歴史叙述では、具体的な地方の行政文書よりも、紀年資料、系譜、戦国故事、説話などを利用しているケースが多く、これらは古墓の書籍と共通する場合があることによく似ている。こうした傾向は、その後上海博物館藏楚簡や、里耶秦簡の行政文書が公開されはじめた現在でもほぼ同じである。

したがって出土資料の情報伝達という視点からみれば、司馬遷は漢王朝の中央に報告された文書などを主として利用したのであり、あらためて郡県レベルの文書や、地方に保存された資料をあまり利用しなかったことがわかる。しかし書籍の利用という点では、武帝期に天下の書籍を中央に収集したため、それらの一部が地方に保存された古墓の資料と共通していると推測されるのである。これらは『史記』の素材と編集の分析にくわえて、『史記』『漢書』の比

較研究をすすめてゆく手がかりになるものである。

ただし『史記』の成立に関連しては、このほかに当時の人びとの伝承や、司馬遷の旅行による取材という問題がある。これは拙稿「司馬遷の旅行と取材」で考察し、また『司馬遷の旅』(二〇〇三年)では現地の叙述を考えてみた。⁽¹⁾ その結果、旅行の体験は『史記』を著述する際の貴重な見聞となったが、素材としてはあまり利用されなかったとみなしている。

図1は、こうした『史記』と出土資料、旅行の取材、伝承との関係を示し、表2は、漢王朝の資料とのかかわりを示したものである。これによって、司馬遷が利用した素材は、太史令が所属した太常(祭祀と学問)の資料が多く、行政や律令、裁判にかかわる丞相・御史、廷尉の文書が少くないという傾向がある。ここに『史記』の素材を、漢代社会の文書や書籍という情報伝達のなかで理解することができるとおもふ。さらに以下では、出土資料の情報によって、司馬遷の経歴と思想を考える視点について考えてみよう。

二 漢太史令に関する規定

中国出土資料は、漢代までの文書と書籍の形態を知るだけではなく、父と司馬遷の経歴や思想についても手がかりを与えてくれる。その一つは、張家山漢簡の『二年律令』である。たとえば『史記』太史公自序では、司馬氏の先祖が代々天官を司ると認識していた。そのあと司馬談の祖父と父の葬地を述べて、談が太史公となる状況については、唐都から天官の思想と、楊何から『易』、黄子から道論を学んだといっている。

昌生無澤。無澤爲漢市長。無澤生喜。喜爲五大夫。卒。皆葬高門。喜生談。談爲太史公。太史公學天官於唐都。

図1 『史記』の素材と情報伝達

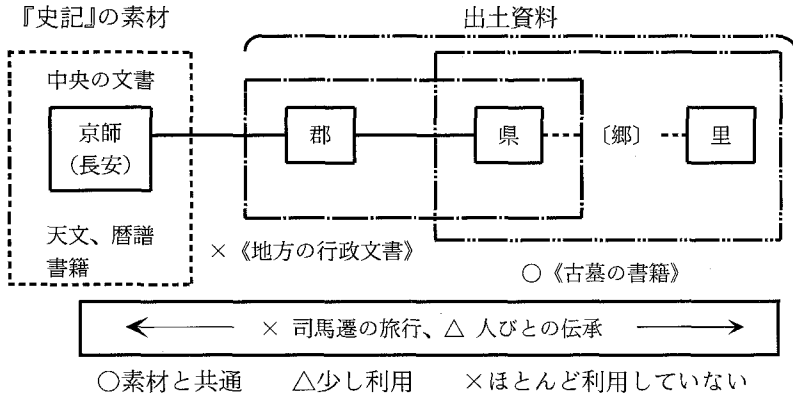


表2 『史記』と漢王朝の資料

| 官府 | 部署と資料 | 関連の篇 |
|--------------------------|---|--|
| 太常 (祭祀) (諸陵) | 太史：紀年資料と記事 天文、曆譜 太祝：祭祀の資料 各国の系譜 太卜：占いの資料 太医：医学の資料 都水：水利、算数書 | 本紀、十表など 曆書、天官書 封禪、河渠書 十表、世家など 日者、龜策列伝 扁鵲倉公列伝 河渠書 |
| (学問) | 博士：六芸、諸子の書 説話、戦国故事 詩賦など | 本紀、儒林列伝 世家、列伝など 屈原賈生列伝 |
| 丞相 (行政) 御史 (文書) | 皇帝の詔書、命令など 律令などの法律文書 中央と地方の行政文書 報告・視察による総括 六芸、諸子、詩賦の書 | 漢代の本紀 蕭相国世家 本紀、平準書 貨殖列伝 『漢書』芸文志 |
| 廷尉 大司農 校尉等 | 裁判の案件 財政に関する文書 兵書、軍事の資料 | 酷吏列伝 平準書 『漢書』芸文志 |

* 資料は、複数の部署に関連するが、ここでは主な関係を示している。

受易於楊何。習道論於黃子。太史公仕於建元元封之間。

ここで問題となるのは、司馬談がどのような経過で仕官したかということである。また漢太史令の秩禄と役割についても、なお不明な点があった。これについて佐藤武敏氏は、司馬談が最初に道論と天官を学び、建元年間に仕官したあと『易』を学んだとする²²。そして太史丞・太史令の官職につくことができたのは、『漢書』芸文志の小学家にみえる任用規定によって、太史のテストで九千字以上を読んで史になったと推測している。

漢興。蕭何草律。亦著其法曰。太史試學童。能諷書九千字以上。乃得爲史。又以六體試之。課最者以爲尚書御史。史書令史。吏民上書。字或不正。輒舉劾。

ところが張家山漢簡『二年律令』の「史律」には、この間の事情を裏づけるような規定がある。

史・卜子年十七歲學。史・卜・祝學童學三歲。學偁將詣大史・大卜・大祝。郡史學童詣其守。皆會八月朔日試之。
(史律、四七四簡)

史と卜の子は、年十七歳になると学業につく。史と卜と祝の学童は、三年ほど学ぶと、輔導する學偁がくが大史・太卜・太祝に詣らしめ、郡史の学童は其の郡守のところに詣らしめ、皆な八月朔日(一日)に集まって、これに試験をさせる。

これによれば、史(書記)となるのは太史だけではなく、太卜と太祝と一緒に、いずれも「史」とみなされている。またこれに関連する規定は、『漢書』芸文志とよく似た内容になっている。

〔試〕史學童以十五篇。能諷書五千字以上。乃得爲史。又以八體試之。郡移其八體課大史。大史誦課。取最一人以爲其縣令の史。殿者勿以爲史。三歲壹并課。取最一人以爲尚書卒史。²³
(史律、四七五、四七六簡)

史の学童は(『史籀』)十五篇で試験をして、能く書五千字以上が誦読できれば、そこで史となることができる。

また八体の文字を試すが、郡はその八体（の文書）を移行して、太史が試験をする。太史はそれを誦課（採点）し、最高の一人を選んで、その県の令史とする。最低の者は史としてはいけない。三年に一回ほど試験をして、最の一人を選んで尚書の卒史とする。

つまりこの規定によると、史の学童は『史籀』十五篇を学び、五千字以上を誦読できれば史となることができるといふ。ここでは『漢書』芸文志の「九千字以上」に対して、「五千字以上」となっているが、その原理はまったく同じである。そして『漢書』芸文志では、優秀な者が尚書御史の史書令史にするというが、「史律」では、まず県の令史となり、三年後に試験をして、そこで最高の者が尚書卒史となっている。

また史の学童に対して、別の規定では、卜の学童は「史書三千字」と「卜書三千字」を学び、三万言以上を誦読し、祝の学童は「祝十四章」を学んで、七千言以上を誦読することを課題としている。⁽⁴⁾

張家山漢墓の年代は、曆譜に高祖五年から呂后二年までの紀年が記されており、『二年律令』は呂后二年にあたりとみなされている。したがって「史律」は漢代初期の規定であるが、武帝期の任用を知る手がかりとなる。そこで、もし「史律」が武帝期にも適用されていれば、司馬談はこの規定によって史に任用されることができるとしてまた司馬談は、子の遷にも十歳で「古文」を暗誦させているから、史の子であった遷も「史律」の規定によって史となることが可能である。ただし武帝期では、このほか博士弟子の制度が創設されており、司馬遷の場合は、この新たな規定によって任用されるかもしれない。

そのとき武帝期の太史について、司馬遷は『漢書』司馬遷伝の「任安への返書」で文史・星曆の役割をもつといい、卜・祝と同じように軽んじられたと表現していた。そして『統漢書』百官志では、後漢時代に太史令が天時・星曆を司ると記している。そこでもし太史が天文と星曆を司る史官であるとすれば、卜は占いを扱う史官で、祝は祭祀を扱

う史官という区分があるようにおもわれる。^⑧

また『二年律令』には「秩律」という規定があり、これによって太史令の秩禄がわかる。「秩律」は、漢初の中央と地方の秩禄が記されており、『史記』にみえない官制を知ることができる。ここで注目されるのは、奉常（のち太常）が秩二〇〇〇石であることを記した四四一簡と、その属官の名称である。

大卜、大史（太史）、大祝、宦者、中謁者……秩各五百石。

（秩律、四六一～四六四簡）

ここでは漢初の太史令が、同じく奉常の属官である太卜や太祝たちと並んで、ともに秩六〇〇石の官であったことがわかる。また司馬遷が宮刑を受けて、出獄したあと着任した中書令は、王国維が推測したように中書謁者令で、それが中謁者であれば、やはり秩六〇〇石の官であることになる。^⑨ これまでは『後漢書』百官志の規定によって、中書令を秩二〇〇〇石の官とみなし、武帝が司馬遷の出獄後に優遇したという解釈もあった。しかし中謁者の俸禄が武帝期にもつづいていれば、司馬遷は秩禄と職務がほぼ同じで、ただ宦官の職務に就いただけということになる。これも司馬遷の経歴を補足する情報である。

このほか『二年律令』の「傳律」にも、司馬談の身分を補足する資料がある。これまで太史公自序では、談の父・喜が「五大夫」であったというだけで、その官職は記されていなかった。五大夫とは、漢代の二十等爵制のうち第九等級の爵位であり、第一等級の公士から第八等級の公乘までが民であるのに対して、吏となる身分に属している。^⑩ この五大夫の爵をもつ者の子が、どのように待遇されるか文献では不明だが、「傳律」（三六四～六五簡）の規定でその一端がわかるようになった。

不更以下子年廿歳。大夫以上至五大夫子及小爵不更以下至上造年廿二歳。卿以上子及小爵大夫以上年廿四歳。皆傳之。公士³⁶⁴公卒及士五（伍）、司寇、隱官子。皆爲士五（伍）。疇官各從其父疇。有學師者學之。³⁶⁵

ここでは「傳」という兵籍に付けられる年齢に、父の爵の等級によって差があることがうかがえる。それは不更（四等級）以下の子が二十歳であるのに対して、大夫（五等級）以上から五大夫（九等級）の子などは二十二歳、卿以上（一〇等級以上）の子などは二十四歳で兵籍に付けられている。だから五大夫の子であった司馬談は、兵役の面で優遇されており、そのほかにも有利な待遇をもつ身分であったことが推測できるであろう。これらは、司馬談と子の経歴に関する資料である。

三 古伝説・説話と歴史評価

出土資料のなかには『史記』と共通しており、直接的な素材とかわりをもつ内容がある。しかし『史記』の素材にはならず、直接的な構文と異なる資料であっても、それらは漢代までの伝えを示していることに変わりはない。いまこうした資料をみると、司馬遷の思想と歴史評価に手がかりを与える場合がある。これを二つの事例から説明してみよう。

その一は、『史記』五帝本紀と夏本紀、殷本紀、周本紀、河渠書にかかわる上海博物館蔵楚簡の『容成氏』である。李零氏の説明によると、『容成氏』の残簡は五三枚であるが、内容からみて第一簡や最後の部分に脱簡があるといわれる。五三枚目の背面を「訟成氏」と読んで、これを『莊子』胠篋篇にみえる上古帝王の「容成氏」とみなし、内容を七部分に分けている¹⁴⁾。

第一部分…容成氏など最古の帝王（二十一人） 第五部分…夏の禹

第二部分…帝堯より以前の古帝王

第六部分…殷の湯王

第三部分…帝堯

第七部分…周の文王と武王

第四部分…帝舜

ここで注目されるのは、『史記』の古代本紀とのかかわりである。司馬遷は、五帝本紀の論贊で、『尚書』にみえる堯より以前に、雅訓ではないとしても百家の語に黄帝のことを記し、それは「五帝徳」「帝繫姓」などにみえるといふ。また司馬遷自身の旅行の印象として、黄帝と堯・舜ゆかりの地に風教の違いを感じたと述べている。さらに殷本紀の論贊では、契から成湯（湯王）以来のことを『書』『詩』から採ったと述べている。そして『史記』本紀に対して、今日に伝えられる『書』『詩』や、『大戴礼』の「五帝徳」「帝繫」篇には関連が認められる。しかし『容成氏』の伝えは、明らかに『史記』の構文とは異なっており、素材が違うことを示している。

また第五部分とされた禹の伝説では、『尚書』禹貢篇、『周礼』職方氏、『爾雅』釈地とも違う「九州」を記しており、また異なる禹の治水伝説を示している。これらは『史記』夏本紀や河渠書の叙述に対して、やはり素材の異なる伝えを示している。

しかし戦国楚簡『容成氏』に書写された帝王の伝説は、直接的に『史記』の素材ではなくとも、秦漢時代より以前に古代社会を理解した変遷を示しており、それはまた司馬遷が素材とした資料の性格を考察する手がかりとなる。この意味で『容成氏』の伝えは、また『史記』の成立を知るために貴重な資料となるのである。

その二は、『史記』宋微子世家の「宋襄の仁」にかかわる説話である。ここには襄公が楚と泓水おうすいのほとりで戦ったとき、敵の軍陣が揃うまで攻撃を待ち、かえって敗れたという有名な故事がある。

十三年夏。宋伐鄭。子魚曰。禍在此矣。秋。楚伐宋以救鄭。襄公將戰。子魚諫曰。天之弃商久矣。不可。冬十一月。襄公與楚成王戰于泓。楚人未濟。目夷曰。彼衆我寡。及其未濟擊之。公不聽。已濟未陳。又曰。可擊。公曰。

待其已陳。陳成。宋人擊之。宋師大敗。襄公傷股。國人皆怨公。公曰。君子不困人於阨。不鼓不成列。子魚曰。兵以勝爲功。何常言與。必如公言。即奴事之耳。又何戰爲。……十四年夏。襄公病傷於泓而竟卒。

そして宋世家の論贊では、先祖の微子を称え、宋の混乱は宣公より後にあると述べて、つぎのように記している。太史公曰。……襄公之時。修行仁義。欲爲盟主。其大夫正考父美之。故追道契・湯・高宗。殷所以興。作商頌。

襄公既敗於泓。而君子或以爲多。傷中國闕禮義。褒之也。宋襄之有禮讓也。

これによれば襄公は、仁義を修めて盟主になろうとした。そして泓水の戦いでは、君子のなかに襄公を評価する人がいるのは、中国に礼儀が失われたことを傷み、それで褒めたのだと述べている。このように襄公の敗北を評価する思想は、集解で指摘するように、公羊伝の僖公二十二年条にみえている。

冬十有一月己巳朔。宋公及楚人戰于泓。宋師敗績。……宋公與楚人期戰于泓之陽。楚人濟泓而來。有司復曰。請迨其未畢濟而繫之。宋公曰。不可。吾聞之也。君子不厄人。吾雖喪國之餘。寡人不忍行也。既濟未畢陳。有司復曰。請迨其未畢陳而擊之。宋公曰。不可。吾聞之也。君子不鼓不成列。已陳然後襄公鼓之。宋師大敗。故君子大其不鼓不成列。臨大事而不忘大禮。有君而無臣。以爲雖文王之戰。亦不過此也。

そのため索隱のように、襄公の盛徳が喜ばれなくなったため、司馬遷はこれを褒めたという説明がある。⁽¹⁹⁾これは司馬遷が、公羊学派の董仲舒に学び、その影響を受けているともいわれることに関連する。これに対して中井履軒の注は、司馬遷が公羊伝の説を述べながら、実は襄公を善としないと解釈している。⁽²⁰⁾

この両者のうち、どちらの解釈がよいかは、太史公自序の作成意図をみても明確ではない。ここでは襄公が泓水で傷ついたが、君子はどちらを褒めるだろうか、というだけである。したがって司馬遷の評価は、その出典となる用語だけではなく、宋世家の構造と歴史観に即して理解する必要がある。

注釈の説明によれば、士匱の評論が『左伝』や公羊伝・穀梁伝にみえない部分という。ここでは事件の経過は同じであるが、たしかに「宋、必ず敗れん」という批判が記されている。また呉榮曾氏は、戦国時代にさまざまな春秋学があり、『春秋事語』の構成は政治の利害得失に注目することから、公羊伝・穀梁伝よりは、『左伝』の性質に近いとみなしている²⁴。したがって司馬遷に公羊学の影響があったとしても、『史記』本文の構造では、『左伝』や『春秋事語』の性格に近い資料を素材にしたとおもわれる。

そこで「宋襄の仁」に関する評価は、宋世家の構造のなかで、どのように位置づけているかによって、その意図が明らかになるであろう。その方法は、拙著『史記戦国史料の研究』などで考察しているが、宋世家の構成に即していえば、「小国が盟を争うは、禍なり」という日夷の諫言が象徴するように、襄公の事績は衰退への暗示となっている。これは論贊にみえる公羊伝の表現で判断するのではなく、『史記』の構造による編集意図の分析によって、春秋時代の歴史評価がわかる例である。

このように中国の出土資料は、司馬談と遷の経歴や、『史記』の歴史評価に影響を及ぼした書物とも関連している。しかしこれらの資料は、歴史の変化を示す記述がありながら、『史記』の骨格となる記事が少なく、儒家と道家の資料も、春秋時代より以降では『史記』の主要な構成部分ではない。そのため『史記』では、さらに多くの諸資料を利用して編集する必要があり、それらの一部もまた紀年資料や、系譜、説話、故事、記録などの出土資料としてみえている。したがって司馬遷と『史記』の成立を考えると、戦国秦漢時代の出土資料が有力な情報を提供することがわかるであろう。

おわりに

中国で出土した簡牘・帛書をみると、これまで『史記』の先行資料といわれた書籍の一部が現れていることがわかる。それは今日に伝えられた古文書の性格を再検討させ、また司馬遷の時代より後に編纂された『戦国策』『説苑』『新序』の一部も、前漢までの記述を伝えていたことを教えてくれる。この意味において、簡牘・帛書の発見は、漢代までの諸資料のあり方を解明する手がかりを与えるといえよう。

司馬遷は、こうした諸資料を利用して『史記』を編集したのである。しかしこのとき、司馬遷が先行資料を利用したといっても、それをモザイクのように引用したのではなく、自分の歴史観によって記事を取捨選択している点が重要である。かれは、経書、諸子、紀年資料、系譜、歴譜、占いの書、戦国故事、公文書などのほかに、信頼性の疑わしい説話や故事をふくめ、多くの諸資料を選択して『史記』を完成させたとおもわれる。したがって出土資料の分析は、従来のように太史公自序や『史記』の論贊、「任少卿に報ずるの書」などの考察をさらに進めて、『史記』の構造と編集過程を明らかにするという価値をもっている。

ただし、もう一つ注意されるのは、出土資料が『史記』の素材とならず、直接的に共通する資料ではないとしても、そこには第一次資料として『史記』の社会を理解する情報がふくまれているということである。これまでは『史記』の素材のうち、比較的に信頼できる紀年と、戦国故事や公文書などの部分を基礎として、他の考古資料とあわせて中国古代史の研究をすすめるというのが基本的な立場であった。しかし出土資料との比較では、直接的に『史記』の素材とならない資料も、当時の社会情勢を伝える部分は『史記』の世界を読み解く手がかりとなる内容をふくんでいる。したがって今後は、史実として疑わしい部分も、個別の歴史事実としてではなく、当時の社会情勢を反映するエピソード

ドとして再検討する余地がでてきたといえよう。²⁸⁾

以上のように、簡牘・帛書の発見は、古文獻の成立と、歴史・思想の文獻研究を深化させるとともに、『史記』のような総合的書物の構造を明らかにする意義をもつことがわかるであろう。今後は、こうした出土資料と古文獻を分析しながら、『史記』各篇の構造に即して、司馬遷の歴史觀を考察する必要がある。

注

(1) 『史記』研究の概略は、池田英雄『史記学五〇年』(明德出版社、一九九五)、『史記研究集成』全一四卷(華文出版社、二〇〇五)など。また出土資料の概観は、駢宇騫・段書安編著『本世紀以来出土簡帛概述』(台北市、万卷楼圖書、一九九九)、李均明『古代簡牘』(文物出版社、二〇〇三)などに紹介がある。

(2) 拙著『史記戦国史料の研究』(東京大学出版会、一九九七)、拙稿「簡牘・帛書の発見と『史記』研究」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二二、二〇〇二)、同「簡帛発現与『史記』研究」(李学勤、謝桂華主編『簡帛研究二〇〇二、二〇〇三』広西師範大学出版社、二〇〇五)。

(3) 『漢書』芸文志では、圖書を以下のように六分類としている。

六芸略…易、書、詩、礼、楽、春秋、論語、孝経、小学

諸子略…儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縱横家、雜家、農家、小説家

詩賦略…屈原賦之属、陸賈賦之属、荀卿賦之属、雜賦、歌詩

兵書略…兵權謀、兵形勢、兵陰陽、兵技巧

数術略…天文、曆譜、五行、善龜、雜占、形法

方技略・医經、経方、房中、神僊

- (4) 前漢末の図書整理は、拙著前掲『史記戦国史料の研究』第一編第六章『戦国策』の性格に関する一試論』など参照。
- (5) 同書の第一編第一章『史記』と中国出土書籍』。
- (6) 出土資料の概略は、注(一)の文献のほか、拙稿「中国出土資料と地域社会」(『資料学の方法を考える(4)』愛媛大学、二〇〇五)でも簡単に紹介している。
- (7) 大庭脩『木簡学入門』(講談社学術文庫、一九八四)、同「木片に残った文字―中国木簡の世界」(大庭博子、二〇〇三)。
- (8) 池田知久編『郭店楚簡儒教研究』(汲古書院、二〇〇三)、工藤元男「包山楚簡『卜筮祭祷簡』の構造とシステム」(『東洋史研究』五九―四、二〇〇二)、同「平夜君成楚簡『卜筮祭祷簡』初探―戦国楚の祭祀儀礼」(『長江流域文化研究所年報』三、二〇〇五)、浅野裕一・湯浅邦弘編『諸子百家〈再発見〉―掘り起こされる古代中国思想』(岩波書店、二〇〇四)、廣瀬薫雄「荆州区出土戦国楚簡」(『木簡研究』二七、二〇〇五)など。
- (9) 張家山漢墓竹簡整理組編『張家山漢墓竹簡』(文物出版社、二〇〇二)、拙稿「長江流域の社会と張家山漢墓」(『資料学の方法を考える(3)』愛媛大学、二〇〇四)。
- (10) 湖南省文物考古研究所等「湖南龍山里耶战国―秦代故城一号井発掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選釈」(『中国歴史文物』二〇〇三年一期)、里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳註」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四)、舂山明「龍山里耶秦簡」(二〇〇四年二月、木簡学会シンポジウム報告)、拙稿「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一九、二〇〇五)など。
- (11) 拙稿「司馬遷の旅行と取材」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編八、二〇〇〇)、拙著『司馬遷の旅』(中央公論新社、二〇〇三)。
- (12) 佐藤武敏「司馬談と歴史」(『司馬遷の研究』汲古書院、一九九七)。

(13) 張家山漢簡『二年律令』の「史律」に、つぎのようにみえる。

〔卜學〕 童能諷書史書三千字。徵卜書三千字。卜九發中七以上。乃得為卜。以為官廼？。其能誦三萬以上者。以為史卜。上計六更。畝、試脩法。卜六發中三以上者補之。⁴⁷⁸

(史律、四七七、四七八簡)

以祝十四章試祝學童。能誦七千言以上者。乃得為祝五更。大祝試祝。善祝・明祠事者。以為元祝。元之。⁴⁷⁹不入史・卜。祝者。罰金四兩。學侷二兩。⁴⁸⁰

(史律、四七九、四八〇簡)

これについて李学勤「試説張家山簡《史律》」、『文物』二〇〇二年四期)、梁方健「由張家山漢簡《史律》考司馬遷事迹一則」、『齊魯學刊』二〇〇三年五期)があり、後者は、二十歳の旅行が史の身分として史跡を訪ねたことと関連させている。

(14) これはあたかも、卜の役割が甲骨などの占いを扱う史官に通じ、祝の役割が青銅器の金文や祭祀を扱う史官、史が天文・暦を扱う史官というような区分に対応するような印象を与える。ともかく漢初では、「史律」によって史官の試験をし、中央や地方の役所に多くの書記官があり、けっして太史令だけが特別な史官ではない。

(15) 王国維「太史公行年考」(一九一七、『觀堂集林』卷十一、一九二九)。

(16) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造—二十等爵制の研究』(東京大学出版会、一九六一)。

(17) 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(上海古籍出版社、二〇〇二)、邱德修『上博楚簡容成氏注釈考証』(台湾古籍出版、二〇〇三)。

(18) 陳偉「禹之九州与武王伐商的路線」(『報告集Ⅱ二〇〇三年度』早稲田大学二世紀COEプログラム：アジア地域文化エンハンシング研究センター、二〇〇四)。また浅野裕一「容成氏」における禱讓と放伐(『浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想』汲古書院、二〇〇五)など関連する論文も多い。

(19) 『史記』卷三八宋微子世家の論贊の索隱に、

襄公臨大事不忘大禮。而君子或以爲多。且傷中國之亂。闕禮義之舉。遂不嘉宋襄之盛德。故太史公褒而述之。故云褒之也。

(20) 中井履軒の注に、

公羊説謬。太史公委曲斡旋焉。非宋襄爲是也。言宋襄一敗塗地。無足取也已。然君子或多之者。非實以爲善也。蓋傷禮義
靡欠之甚。故於宋襄多之而不譏。其意可悲也云爾。

(21) 太史公自序の作成意図に、

嗟箕子乎。嗟箕子乎。正言不用。乃反爲奴。武庚既死。周封微子。襄公傷於泓。君子孰稱。景公謙德。熒惑退行。剔成暴
虐。宋乃滅亡。喜微子問太師。作宋世家第八。

(22) このほか穀梁伝や、『淮南子』秦族訓にも関連する記述がある。また『韓非子』外儲説左上に、

宋襄公與楚人戰於涿谷上。宋人既成列矣。楚人未及濟。右司馬購強趨而諫曰。楚人衆而宋人寡。請使楚人半涉未成列而擊
之。必敗。襄公曰。寡人聞君子曰。不重傷。不擒二毛。不推人於險。不迫人於阨。不鼓不成列。今楚未濟而擊之。害義。

請使楚人半涉成陣而後鼓士進之。右司馬曰。君不愛宋民。腹心不完。特爲義耳。公曰。不反列。且行法。右司馬反列。楚
人已成列擺陣矣。公乃鼓之。宋人大敗。公傷股。三日而死。此乃慕自親仁義之禍。夫必恃人主之自躬親而後民聽從。是則
將令人主耕以爲上。服戰鴈行也民乃肯耕戰。則人主不泰危乎。而人臣不泰安乎。

(23) 馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書〔參〕』(文物出版社、一九八三)。

(24) 吳榮曾『讀帛書本《春秋事語》』(『文物』一九九八年二期)。なお吉本道雅「史記述春秋經伝小考」(『史林』七一六、一九
八八)は、『史記』が『左伝』を優先する立場を認めながら、宋世家の論贊に引用された事例によって、左氏説を排除し公羊説
を採用する二者択一の判断とみなしている。しかし論贊で文章を引くといっても、中井履軒のように、司馬遷の歴史評価と区
別する見方があり、『史記』の全体構造のなかで考察する必要がある。

(25) その一例は、拙稿『史記』秦漢史像の復元―陳涉、劉邦、項羽のエピソード』(『日本秦漢史学会会報』五、二〇〇四)で論
じている。